



2021年 2月12日
第99号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第5号

「2021年3月ダイヤ改正」

2月8日

に関する申し入れ団体交渉を行う！④

9. 乗務職の担当業務間で相互運用した場合の乗務手当の考え方および、勤務指定の考え方を明らかにすること。

会社回答：就業規則等に則り取り扱うこととなる。

組合：今後のスケジュール及び勤務指定の考え方を示すこと。

会社：現状スケジュール等も具体的に決まっていない。仮に行きが運転士、帰りが車掌とか、交番順序表で今日は車掌、明日は運転士ということは、現行でやっているところはない。いずれは、ということはある。相互運用というものが、一律に示すことが難しい。様々なケースがあると考えてよい。

組合：突発が発生したケースで両方を担うということも想定内しているのか？

会社：突発で車掌に穴が開いたとして、運転士が相互運用で乗るというケースは無いとは言えない。

組合：勤務指定については、混みで入ってくるという認識でよいのか？

会社：様々なケースの中の一つとしてはあり得る。

組合：行路作成のタイミングはダイヤ改正になるということか？

会社：環境の変化が激しい中で、ダイヤ改正に限ったものになるのかは何とも言えない。

組合：業務内容がある程度変わることになるので、改めてその時期には提案を行うということではよいのか？

会社：労働条件の変更にはあたらないと考えている。運転士は車掌の業務が可能。免許を持っていない方を運転士で乗せるということはない。会社側からやる時に提案するという事はない。

組合：我々としては労働条件の変更にあたるかと考えている。提案は要員や業務内容に変更があったときにするものと認識。運転士に、混み行路ができたからやってくれ、というのは労働条件の変更にあたる。

会社：会社としては労働条件の変更にあたらないと認識。具体的な提起があれば、協約に則り行う。

組合：提案の有無は会社と我々とは考え方の認識は一致しない。今後、継続して議論とする。

10. 乗務職の担当業務間の相互運用を開始する場合には、関係社員に対する丁寧な説明をすること。

会社回答：社員の運用については、就業規則に則り取り扱うこととなる。

組合：本人に対する説明を丁寧にやって、本当にその人の将来を考えてやることなのかコミュニケーションを図り、それでも事情があってできない場合は、本人の意思も尊重しながら対応するべき。

会社：その通りである。本人が納得感を持つようにというところはもちろんだ。

組合：相互運用を行う場合は発令行為となるのか？

会社：乗務職の中身において、職名の変更ではなく担務の変更となるので、発令行為はない。

11. 検修関係区所における、作業内容の見直しについて示すこと。

会社回答：作業内容に変更がある場合は、必要な教育・訓練を実施していく。

組合：総合車両センターの入場計画について、予備車以上の入場計画を行わないこと。

会社：予備車を考慮し、貸し出しが相互に無いように計画していく。

組合：E235系の投入計画を示すこと。また、疎開計画が厳しいため、考え方を示すこと。

会社：今後毎月1～2本程度ずつ置き換えを進めていく。他支社にも廃車疎開の協力を依頼していく。

組合：E235系の投入に伴い、逗子派出の輸送混乱時の分割併合では、車種の把握が難しい。

会社：指令を含めて今後のスケジュールについて操配と勉強をしていきたい。

12. E257系の分割併合作業の開始に伴う取り扱いについて示すこと。

会社回答：E257系の分割併合作業については、必要な教育・訓練を実施していく。

組合：分割併合作業の変更について、作業に関するマニュアルは成案になっているのか？

会社：既に成案となっており、関係するJR東海を含めて説明を行っている。

組合：自動ホコの不具合時の取り扱いはどのように考えているのか？

会社：不具合の内容に応じて、処置を継続するか運休するかは、基本的には指令で判断する。